

～ 特別養護老人ホーム いすず苑 利用料金表 ～



デイサービス（通所介護）

1日あたり ※（基本料金）+（食費）

円単位

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	1,308	1,966	2,624
要介護 2	1,427	2,204	2,981
要介護 3	1,550	2,450	3,350
要介護 4	1,673	2,696	3,719
要介護 5	1,798	2,946	4,094

*利用料金は上記金額に加算料金を足した金額になります。（送迎含む）

（基本料金）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
658	777	900	1,023	1,148

（食費）

	食費
昼食・おやつ	650

※基本料金 1割負担の方の場合

（加算料金）

サービス提供体制強化 加算 I	介護職員の総数のうち介護福祉士が 70%以上配置	22/日	
該当者のみ	入浴介助加算 I	入浴をした場合	40/回
	入浴介助加算 II	自宅で入浴出来るよう機能訓練指導員と共同し個別の入浴計画を作成した場合	55/日
	送迎減算	自宅への送迎を行わない場合（片道につき）	▲ 47
介護職員等処遇改善加算 I	介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善を行うための加算	（基本料金+加算料金）× 9.2%	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、心身状態等に係る基本的な情報収集を行い、科学的根拠に基づいて、介護サービスの質の向上を図るための体制に算定	40/月	
個別機能訓練加算（I） イ	歩行・入浴・排泄等の生活機能の維持・向上を目的に、歩行や移乗訓練、体操などを行います。	56/日	
個別機能訓練加算（II） （上乘せ）	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けます。	20/月	
認知症加算（該当者のみ）	認知症介護実践者研修等を終了した者を配置しサービスを行います。	60/日	
若年性認知症利用者 受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。※認知症加算を算定している場合は、算定しません。	60/日	
口腔機能向上加算（II）	看護職員による口腔内の状態をチェックし、口腔機能の維持・向上に向けてアドバイスをし、厚生労働省に情報提供します。	160/回	
口腔・栄養 スクリーニング加算 ※半年に一回の算定となります	体重測定を行い、直近 6ヶ月間での体重変動やBMI（体格指数）の算出、食事摂取量等を確認し栄養状態の情報提供を行います。	20/回	
栄養アセスメント加算	栄養状態のアセスメントを管理栄養士と連携して行い、本人及び家族に結果を説明し、厚生労働省に情報提供します。	50/月	

※加算料金 1割負担の方の場合

令和 6年 6月 1日改正



～ 特別養護老人ホーム いすず苑 利用料金表 ～

デイサービス（通所介護相当サービス）総合事業対象者

（基本料金）		1割負担	2割負担	3割負担
総合事業対象者 要支援 1	1月の中で全部で4回まで（入浴なし）	386/回	772/回	1,158/回
	1月の中で全部で4回まで（入浴あり）	436/回	872/回	1,308/回
	1月の中で全部で5回以上	1,798/月	3,596/月	5,394/月
総合事業対象者 要支援 2	1月の中で全部で8回まで（入浴なし）	397/回	794/回	1,191 /回
	1月の中で全部で8回まで（入浴あり）	447/回	894/回	1,341 /回
	1月の中で全部で9回以上	3,621/回	7,242/回	10,863/回

* 要支援1の場合：月/4回まで利用の場合は1回単位、月/5回以上利用の場合は月単位

要支援2の場合：月/8回まで利用の場合は1回単位、月/9回以上利用の場合は月単位となります。

（加算料金）		1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供 体制強化加算 I	介護職員の総数のうち介護福祉士が 70%以上配置	要支援 1	88/月	176/月	264/月
		要支援 2	176/月	352/月	528/月
送迎減算	自宅への送迎を行わない場合（片道につき）	▲ 4 7			
介護職員等処遇 改善加算 I	介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善を 行うための加算	（基本料金 + 加算料金）× 9. 2%			
科学的介護推進 体制加算	利用者ごとの、心身状態等に係る基本的な情報収集 を行い、科学的根拠に基づいて、介護サービスの質の 向上を図るための体制に算定	40/月	80/月	120/月	
口腔機能向上 加算（Ⅱ）	看護職員による口腔内の状態をチェックし、 口腔機能の維持・向上に向けてアドバイスや 情報提供を行います。	160/月	320/月	480/月	
口腔・栄養 スクリーニング加算（Ⅱ） ※半年に一回の算定となります	体重測定を行い、直近6ヶ月間での体重変動や BMI（体格指数）の算出、食事摂取量等を確認し 栄養状態の情報提供を行います。	20/回	40/回	60/回	
栄養アセスメント加算	栄養状態のアセスメントを管理栄養士と連携して行い 本人及び家族に結果を説明し、厚生労働省に情報提供 します。	50/月	100/月	150/月	
若年性認知症利用者 受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている。 ※認知症加算を算定している場合は、算定しません。	240/月			

（食費）

	食費
昼食・おやつ	650



令和 6年 6月1日改正